

介護職員の平均月給36万6900円

勤続10年以上 特定処遇加算で

「介護職員等特定処遇改善加算」を取得した事業所で、介護福祉士の資格を持ち10年以上働く常勤介護職員の平均月給（手当、賞与など含む）が、今年2月時点で36万6900円となったことが10月30日、厚生労働省の調査で分かった。前年より2万7400円上がった。常勤介護職員全体の平均月給は32万5500円で、1万8120円増えた。（榎戸新）

同加算を配分した職「介護職員」が93%、だった。他職種をみる員の範囲（複数回答） 「他の介護職員」が85%と生活相談員・支援相
は「経験・技能のある%、「他職種」が60% 談員、看護職員、事務

職員が多かった。給与の引き上げ方法（複数回答）は「手当の引き上げ・新設」が54%、「定期昇給」が51%、「賞与の引き上げ・新設」が26%などだった。経験・技能のある介護職員の賃金改善状況は「年収440万円以

上となる改善」が39%、「月8万円の改善が10%で、最多は既に年収440万円以上の職員がいる」の42%だった。一方、同加算を取得した事業所は64%（今年4月時点で、昨年10月より10%増えた。サービス別では特別養護

ことば

介護職員等特定処遇改善加算
経験・技能のあるリーダー級の介護職員（基本は勤続10年以上の介護福祉士）を中心に賃金を上げるもの。1人以上は月8万円の改善または年収440万円以上にするなどの条件があり、事業者の判断で介護職員以外の他職種に配分することもできる。消費税率10%への引き上げに合わせて、昨年10月に創設された。

老人ホームが9割と高 善加算Ⅰ・Ⅱを取得し、訪問介護や通所介護は5割と低かった。給は28万7880円、同加算を取得していない理由（複数回答）は「職種間・介護職員間の賃金バランスがとれない」「賃金改善の仕組みを設ける事務作業が煩雑」が多かった。なお、同加算は取得せず従来からの処遇改
分科会に報告された。